

面会制限開始・解除基準 (COVID-19)

レベル	COVID-19発生状況	県定点報告数	山鹿定点報告	面会制限	一般病棟(2階～5階)における面会者の範囲	緩和ケア病棟における面会者の範囲	面会の条件
I	国内COVID-19発生報告なし	0	0	制限なし	・制限なし ※平時より小学生までは面会不可	・制限なし	①面会者表への記名 ②発熱、咳、咽頭痛などの症状がない ③COVID-19などの感染者との接触がない ④COVID-19罹患歴がある場合は、発症後1週間以上経過している ⑤病院出入り口と病室出入り口での手指消毒実施
II	国内COVID-19発生報告あり しかし、 県内COVID-19発生報告なし	0	0				
III	県内COVID-19発生報告あり	1～9	1～9	制限あり	・同居者または親族 (同居者または親族がいない場合は介助者) ・1回につき2名まで15分間とし、1日につき最大2組まで可 ・中学生までは面会不可	・同居者または親族 (同居者または親族がいない場合は介助者) 加えて患者本人とキーパーソンの許可がある方は面会可 ・1回につき2名まで15分間とし、1日につき最大3組まで可 ・小学生までは面会不可 ただし主治医の許可がある場合に限り面会可	上記①～⑤に追加して ⑥サージカルマスクの着用
IV		10～20	10～20		・同居者(同居者がいない場合は介助者) ・1回につき2名まで15分間とし、1日につき最大2名まで可	※付添いは主治医の許可がある患者の同居者、親族に限り2名まで可	上記①～⑥を実施
V		20以上	20以上		・高校生までは面会不可	・同居者または親族 (同居者または親族がいない場合は介助者) ・1回につき2名まで15分間とし、1日につき最大2組まで可 ・中学生までは面会不可 ただし主治医の許可がある場合に限り面会可	
VI	院内アウトブレイク時 ※院内感染事例発生時	/	/	面会禁止	・接触者と曝露状況等の調査が完了するまで、発止した病棟の面会は禁止。 ・全病棟に拡大のリスクがあると判断した場合は、院内面会禁止。調査完了後に、感染拡大リスクが単一部署に限定的であると判断した場合は、該当する病棟のみを面会禁止。		
※	COVID-19患者への面会	制限あり ※急変、終末期、看取りの際に主治医が許可した場合に限る			・同居者または親族(同居者または親族がいない場合は介助者) ・1回につき2名まで10分間とし、1日に最大2名まで可 ・小学生までは面会不可		上記①②④⑤⑥に追加して、病室入室時に ⑦職員の説明に沿って、手指消毒を行い、病院からお渡しする手袋、エプロンの着用 ⑧病室退室時に職員の説明に沿って、上記⑦とマスクを外し、手指消毒を実施 ⑨病院からお渡しする新しいマスクを着用し、再度手指消毒を実施

※容態急変時や終末期の患者さん、その他、看取りの際などについては、この限りではありません。